

# 行政の焦点



パートタイム労働者やアルバイトなどの働き方には、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような働き方が取られているケースがあります。

このような働き方には、その時々の事情に応じて柔軟に労働日・労働時間を設定できるという点で双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により、労働日がほとんど設定されなかつたり、労働者の希望を超える労働日数が設定されたりすることにより、労働競争となることもあります。このため、シフト制に関する適切な雇用管理を行うため、留意すべき事項がとりまとめられました。特に留意する事項は、次のとおりです。

〔シフト制労働契約について〕

労働契約の締結時点において、すでに始業及び終業時刻が確定している日については、労働条件通り記載するのでは足りず、労働日ごとの始業及び終業時刻を明記するか、原則的な始業及び終業時刻を記載した上で労働契約の締結と同時に定める一定期間分のシフト表等をあわせて労働者に交付するなどが必要です。

また、シフト制労働者に関して就業規則上「個別の労働契約による」、「シフトによる」との記載のみにとどめた場合、就業規則の作成義務を果たしたことになります。せんが、基本となる始業及び終業の時刻や休日を定めた上で、「具備する」旨を定めることは差し支えありません。

〔年次有給休暇について〕

シフト制労働者の場合であつても、所定労働日数、労働時間数に応じて、法定の日数の年次有給休暇が発生します。たとえ雇用契約の期間が6か月未満であつても、契約が更新されて6か月以上に及んでいる場合には、6か月間継続勤務の要件を満たすこととなります。

また、シフト制労働者の場合では、そのうち5日（既に取得した付与日数が10日以上である場合に日数があれば、5日から既に取得した日数を控除した日数）について、法所定の基準日から1年以内に時季を定めて取得させなければなりません。

〔休業について〕

労働基準法において、使用者は、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させた場合、当該休業期間中、当該労働者に対する平均賃金の6割以上の休業手当の支払が必要になり、シフト制労働者の場合であつても同様です。

## 【シフト制労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項】

厚生労働省ホームページ



リーフレット



※本留意事項においては、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など。以下同様）ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような形態を「シフト制」、シフト制を内容とする労働契約を「シフト制労働契約」、シフト制労働契約に基づき就労する労働者を「シフト制労働者」とそれぞれ称しています。

きますようよろしくお願ひいたします。  
なお、シフト制労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項の詳しい内容は次のとおりです。

## シフト制労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項